

令和2年度修学旅行費等奨学金奨学生募集要項

(在学採用・緊急採用)

公益財団法人 大分県奨学会

この奨学金制度は、令和2年度に新設された奨学金制度です。

高等学校等に在学する人を対象に、経済的理由により修学旅行における必要経費の支弁が困難な生徒に対し、修学旅行費等奨学金の貸与をする奨学生を下記により募集します。

出願にあたっては、本人及び保護者とも奨学金制度の趣旨を理解し、将来、奨学金返還の義務等についての責任も十分自覚したうえで出願してください。

〔奨学金の種類・貸与額〕

奨学金の種類	国 内	海 外
修学旅行費等奨学金	1 6 0, 0 0 0 円	2 2 0, 0 0 0 円
(右記区分から選択)	8 0, 0 0 0 円	1 1 0, 0 0 0 円

注意1：次の資金との併給は行いません

- 母子父子寡婦福祉資金
- 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 特別支援教育就学奨励費支弁区分！

〔募集期間〕

令和2年7月～8月（令和2年度のみ）

令和3年度以降は、4月～5月にかけて行う在学募集で募集します。

●緊急採用：上記募集期間の他、年間を通じて、随時受け付けます。

※主に家計を支えている人が失職、病気等により家計が急変した為、緊急に奨学金を必要とする場合の制度

〔出願の資格等〕

奨学金の種類		修学旅行費等奨学金		
申込資格	要件	保護者等が大分県内に住所を有する者		
	学校	・ 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む） ・ 高等専門学校(県内に所在する学校に限る)・ 専修学校高等課程(当会取扱校のみ)		
	学年	修学旅行実施前の全学年		
推薦基準	学力	勉学意欲があり、学業を修了できる見込みがあること		
	家計	次のいずれかに該当する世帯 ① 生活保護を受けている世帯 ② 市町村民税が非課税又は減免されている世帯 ③ 保護者の年間の全収入が、生活保護世帯の基準額（年収換算）の1.5倍以下の世帯 ……収入(所得)のめやす……		
		大分市・別府市(2級地-1)	3 6 8 万円	*4人世帯で1人の収入(所得)により生活している場合のおおよそのめやすです。 家族構成等により異なります。
		中津市(3級地-1)	3 3 4 万円	
その他の市町村(3級地-2)	3 1 7 万円			
人物	勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること。			
方申込	定期採用	○		
	緊急採用	○		

〔願書提出期限〕

学校から当会への提出期限・・・令和2年8月31日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

なお、奨学生志望者からの申込期限は、学校が別に定めますので学校の締切に遅れないよう、注意してください。

〔採用者の内定〕

採用内定は、令和2年9月下旬

奨学生として採用内定した者には、在学学校経由で「採用内定通知書」を交付し、「誓約書」及び「振込依頼書」を配付します。書類を本人及び連帯保証人1名（父母兄弟等の保護者）で作成し、在学学校経由で当会へ提出してください。

期日までに提出のない場合は、奨学生として採用されない場合があります。

「誓約書」・・・連帯保証人1名の「印鑑登録証明書」を添付

「振込依頼書」・・・内定者本人名義のゆうちょ銀行の口座の写しを添付

〔採用者の決定〕

採用決定は、令和2年10月～随時

奨学生として採用決定した者には、在学学校経由で「採用決定通知書」「奨学生証」及び「奨学生のしおり」を交付します。

〔奨学金の振込み〕

奨学金は、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に1回振込まれます。

振込み時期は、別途連絡します。

〔連帯保証人について〕

連帯保証人とは、本人と連帯して返還の責任を負う人です。

採用時（誓約書作成時）は**連帯保証人1名**（保護者・父母兄弟等）が必要です。

貸与が終了する時（返還誓約書(借用証書)作成時）には、**連帯保証人2名**が必要です。

1名は保護者（父母兄弟等）とし、他の1名は世帯を別にし独立して生計を立てている有職者で、返還誓約書(借用証書)作成時65歳以下の者（おじ・おば・知人等）を選定してください。

なお、未成年者等保証能力のない者は連帯保証人にはなれません。

〔奨学金の返還〕

奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から起算して6か月を経過した後、半年賦又は月賦払いの口座振替(引落し)で開始されます。返還額は、貸与総額（返還総額）によって定められています。

貸与終了時に「返還のてびき」を配付しますので参照してください。

口座振替の手続きや返還方法（半年賦又は月賦）の選択は、貸与が終了する時に行います。

返還方法の選択にそった返還額、返還始期、終期、返還者が指定した振替口座等は、返還が始まる前に送付する「返還計画のご案内」に記載しますので確認してください。

返還金は、後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用されるものです。滞りのないよう計画にそって返還してください。

なお、当会の扱う他の奨学金と併給することとなった場合の返還開始は、全ての奨学金の貸与が終了した翌月から起算して6か月を経過した後に開始されます。

〔奨学金返還猶予制度〕

貸与終了後も引き続き在学する場合や、卒業後進学又は留学した場合等、一定の要件を満たした場合、願出によって卒業まで返還が猶予されます。希望する者は、当会の指定する様式を使用し、期日までに手続きをしてください。期日までに提出のない場合は、返還を開始します。

詳しくは、貸与終了時に配付する「返還のてびき」を参照してください。

～～ 提出書類 ～～

出願希望の方は、次の書類を揃えて学校の期限までに提出してください。

① 奨学生願書 … 当会所定の様式（募集要項に添付しています）

② 住民票 … 同一生計の家族全員の住民票（コピ-不可）

※出願日から3か月以内に発行されたもの

※個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを取得すること

※単身赴任、学生等で住民票を移している同一生計の家族がいる場合は取り寄せること

③ 収入に関する証明書 … 保護者の「令和2年度（平成31年分）所得課税証明書」（コピ-不可）

※父母が保護者の場合は両者取得すること（無職・専業主婦でも必要）

※「所得課税証明書」は市町村民税所得割、均等割が記載されているもの

確認すること

次の区分に該当する保護者は「所得課税証明書」に加えて、該当する証明書類を一緒に提出すること。

	区 分	証明書類		発行所
1	平成31年1月から申込時現在までに就職・転職した者	給与所得者（会社員等）	「月収」証明書又は「年収見込」証明書(注1)	現在の勤務先
		給与以外の所得者（自営業等）	確定申告書（控）の写し	税務署
2	雇用保険を受給している者	雇用保険受給資格者証の写し （受給者名、給付金額、給付期間が記載されている部分）		公共職業安定所（ハローワーク）
3	生活保護受給者	保護額決定通知書又は振込通知書の写し （受給者名・受給額が記載されているもの）		福祉事務所
4	年金所得がある場合（非課税となる年金）	遺族年金、障害年金を受給している場合は、受給額が確認できる書類の写し		日本年金機構他

（注1）様式「月収」・「年収見込」証明書を要項に添付しています。勤務先の様式でも可。

（注2）推薦・選考上必要と判断した場合、上記以外に証明書等を求めることもあります。

④ その他特別控除に関する証明書類

＊ 同一生計で次の区分に該当し、所得控除を希望する場合は提出してください。

	区 分	証明書類
1	障がいのある人がいる世帯	◇身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等の障害者等級表による等級が記載されている面の写し 特別控除に該当する等級は次のとおり 身体障害者手帳・・・1級～3級 精神障害者保健福祉手帳・・・1級・2級 療育手帳・・・A1～B1

（注1）これらの証明書類により確認できない場合は、特別控除の対象となりません。

～～ 家計の収入のめやす ～～

※世帯収入の基準額はおおよその目安です。家族構成により異なります。世帯収入がめやすを超えている場合でも家庭の事情(控除額)によっては、基準内になる場合があります。

生活保護世帯の1.5倍以下 の世帯

世帯収入のめやすについては、次の基準額表を参考にしてください。

《基準額表》

(円)

世帯人数 居住地	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
大分市・別府市	164万	234万	305万	368万	445万	505万	566万
中津市	150万	213万	277万	334万	405万	459万	514万
その他の市町村	143万	203万	263万	317万	384万	436万	488万

(1)保護者の居住地で確認してください。

(2)給与収入の世帯は給与支払金額(控除前)、給与収入以外の世帯は所得額を上記表と比較してください。万円未満は切り捨てです。 例：3,298,500円→329万円

※給与収入以外の世帯とは、自営業等の世帯をいいます。

(3)次の場合は、当該加算額を上記基準額に**加算**し判断します。

ア. 母子父子世帯であるとき (円)

	大分市・別府市	中津市・その他の市町村
児童1人	39万	36万
児童2人	42万	39万
3人以上1人 増すごと	2万	2万

※児童とは18歳に満たない者のこと。ただし、18歳以上の就学者(本人を含む)は18歳未満の子として扱います。

イ. 世帯に障がい者がいるとき (円)

	大分市・別府市	中津市・その他の市町村
身体障害者手帳1・2級の方 精神障害者福祉手帳1級の方 療育手帳A1・A2の方	45万	42万
身体障害者手帳3級の方 精神障害者福祉手帳2級の方 療育手帳B1の方	30万	28万

★例えば★ 大分市在住

母、兄(大学生)、本人(高校生)、の3人世帯の場合

基準額 － 大分市3人世帯 305万円

加算額 － 大分市児童2人 42万円

合計額 － 305万 + 42万 = 347万円

母の収入が347万以下であれば、生活保護基準の1.5倍以下となります。

～～願書の書き方（記入例）～～

下記事項に留意のうえ、■ 太枠内を記入してください。
ペン又はボールペンを使用し、かい書でいいねに記入してください。

＜本人及び連帯保証人氏名欄を訂正した場合は、各自の印で訂正を押印してください＞

「本人」欄

奨学生志望者本人が必ず自署し、朱肉で鮮明に押印する。

「連帯保証人」欄

連帯保証人が必ず自署し、朱肉で鮮明に押印すること。

連帯保証人は、父母兄弟姉等の保護者を記載してください。

「奨学生番号」欄

現在大分県奨学会の奨学生である者、または、以前奨学生であった者は必ず記載すること。

「同一生計の家族」欄

● 本人と生計を一にする人全員を記入。

※ 就学者は、「就学者」欄に記入し、就学前の者や各種学校（予備校等）に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入すること。

● 「年齢」は令和2年4月1日現在で記入。

● 同居していない家族には×印を名前の前につけること。

修学旅行費等奨学金奨学生願書

作成日を記入

令和2年度用		(※ 在学採用)		緊急採用		No.		修学旅行費等奨学金		2000年		月			
公益財団法人 大分県奨学会理事長 殿												1		年	
貴会の奨学生として採用していただきたいので、貸与規程に基づき、同意のうえ必要書類を添えて申請いたします。															
学校名		大分県立		○ ○ 高等学校		学 科		普通		年 度		入 学			
フリガナ		ショウガク ハナコ		※ 金目附		通 信 制		(平成・金目)		2		年 度 入 学			
氏名		奨学 花子		※		住所		〒123-4567							
生年月日		西暦 2004年5月16日		15才		通学状況		※		自宅		自宅外			
フリガナ		ショウガク イサロウ		住所		〒123-4567									
通帯保証人氏名		奨学 一郎		父		住所		大分市南内町77-7							
氏名		(西暦 1967年7月5日生)		続柄:本人の父		入学年度		0901234-5678							
奨学生番号		2000**		高等学校等奨学金奨学生番号		入学年度		0901234-5678							
続柄		氏名		年齢		所得の種類		収入・所得金額(万円)							
父		奨学 一郎		52		給 与		365							
母		奨学 春子		48		事 業		58							
兄弟															
姉															
その他															
合計所得金額															
控除額															
認定欄		世帯人員		1人		基準額									
認定所得金額															
特別控除額合計															
認定所得金額															

「所得税額証明書」の内容が現在の生活状況を反映していない場合

1. 平成31年の1月以降に該当する者は、次の書類で1年分を推算し願書の「収入・所得金額」欄に記入。
年収見込証明書の年収見込額。月収証明書の場合は1ヶ月×12ヶ月分の額
2. 雇用保険受給資格者
「雇用保険受給資格者証」の基本手当日額×20日×12ヶ月分の額
3. 生活保護受給者
保護額決定(改定)通知の1ヶ月の金額×12ヶ月分の額
4. 年金受給者(非課税となる年金)
年金証書の年額。振込通知書の場合は 通知額×6回の額(2ヶ月に1回の振込の場合)

「本人住所」欄

奨学生志望者の現住所を記入してください。
通学状況を選択し、「自宅外」の場合は、自

「所得の種類」欄

● 次の区分で該当するものを記入。「給与所得」とは給与・年金・失業給付金・療養手当金等「給与以外の所得」とは事業・農業等

● 上記以外の者は現状を記入。
無職・求職中・生活保護等

「収入・所得金額」の欄

奨学生志望者の保護者の1年間の収入・所得金額を記入。

● 給与収入の場合
市町村発行の所得課税証明書の金額(給与総収入額)を記入。
(例) 給与収入の場合

令和2年度(平成31年分) 市民税・県民税所得税額証明書

住 所	〇〇〇〇〇〇
氏 名	〇〇 〇〇

給 与 総 収 入 額	年 金 収 入 額
給 与 所 得	雑 所 得
¥ 3,659,000	
¥ 2,746,400	

万円未満を切り捨て、願書に記入

¥ 3,659,000 → 365(万円)

● 給与以外の所得の場合
市町村発行の所得課税証明書の金額(所得額)を記入。
(例) 営業所得の場合

令和2年度(平成31年分) 市民税・県民税所得税額証明書

住 所	〇〇〇〇〇〇
氏 名	〇〇 〇〇

年 金 収 入 額	営 業 等 所 得
雑 所 得	
	¥ 580,000

万円未満を切り捨て、願書に記入

¥ 580,000 → 58(万円)

● 同一人で複数の種類の所得がある場合
(例) 給与収入と不動産所得の場合

令和2年度(平成31年分) 市民税・県民税所得税額証明書

住 所	〇〇〇〇〇〇
氏 名	〇〇 〇〇

給 与 総 収 入 額	年 金 収 入 額
給 与 所 得	雑 所 得
¥ 3,659,000	
¥ 2,746,400	

万円未満を切り捨て、願書に記入

¥ 3,659,000 → 365(万円)

¥ 420,000 → 42(万円)

願書の枠を上下に区分し二段に記入

大分県奨学会貸与規程の概要

項 目	高等学校等奨学金・入学支度金・通学費等奨学金・修学旅行費等奨学金
奨学生の資格要件	①高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）高等専門学校並びに専修学校高等課程に在学する者②優秀な資質を有し勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者 ③同種の資金を他から借り受けていない者 上記の他、通学費等奨学金には次の資格要件がある。 ①1か月の通学費が月額7,000円以上かかる者（自宅から通学することが困難なため下宿等をする者を含む）
奨学金の貸与額等	①貸与月額＜一般奨学金＞ ＜入学支度金＞ 公立 自宅18,000・14,000・9,000円 自宅外23,000・18,000・12,000円 公立 50,000円 私立 100,000円 （一時金として貸与） 私立 自宅30,000・23,000・15,000円 自宅外35,000・27,000・18,000円 ＜通学費等奨学金＞ 1か月の割引運賃の額が 7,000円以上10,000円未満 3,000円 1か月の割引運賃の額が10,000円以上20,000円未満 5,000円 1か月の割引運賃の額が20,000円以上30,000円未満 10,000円 1か月の割引運賃の額が30,000円以上 15,000円 ＜修学旅行費等奨学金＞ 国内 80,000・160,000円 国外 110,000・220,000円 ②奨学金の貸与は無利子とする。 ③貸与期間は在学する学校の正規の標準修業年限の終わる月までとする。（入学支度金を除く）
奨学金の申請及び推薦	①奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本会あての奨学生願書等を在学学校長に提出して、その推薦を受けなければならない。 ②奨学生願書等を受け取った学校長が奨学生志望者を本会に推薦しようとするときは、奨学生としての資格を審査の上、学業成績その他必要な事項を記入し、本会に提出しなければならない。③連帯保証人は、この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力を有する者で、奨学生志望者の父母兄弟又はこれに代わる者とする。④理事長は、連帯保証人を適当でないと認めたときは、いつでもその変更を求めることができる。
奨学生の採用	①奨学生の採用は、評議員及び学識経験者をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定する。 ②奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経由のうえ連帯保証人及び奨学生志望者に通知する。
奨学金の交付	①奨学金は年6回に分けて交付することを常例とする。特別の事情があるときはこれによらない。②入学支度金については入学年度に1回交付する。③奨学金の交付は奨学生名義の預金口座に振り込む方法による。④本会は各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を在学の学校長を通じて交付する。
適格認定	①本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認（適格認定）を行う。②奨学生は、毎年度1回、奨学金継続願を在学学校長に提出しなければならない。③在学学校長は、奨学金継続願を提出した奨学生について、適格認定の基準に基づき適格認定を行い、本会に報告するものとする。④本会は、報告に基づき、奨学生に対し執るべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。
奨学生の異動届出	奨学生は、次のいずれかに該当するときは在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。 ア奨学生が休学、復学、転学、退学したとき イ奨学生が入院により3月以上欠席のとき ウ奨学生が停学その他の処分を受けたとき エ連帯保証人を変更するとき オ奨学生又は連帯保証人の氏名、住所又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
転学・留学・退学による奨学金の取扱	①奨学生が転学、留学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。継続する場合、国・公立から私立の高等学校通信制課程に転学する場合の貸与月額については、奨学生が選択することができる。②奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。
奨学金の廃止	次のいずれかに該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することができる。 ア傷病などのために修学の見込みがないとき イ学業成績又は性行が不良となったとき ウ奨学金を必要としなくなったとき エ所定の期限内に奨学金継続願を提出しなかったとき オ奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと カ在学学校で処分を受け学籍を失ったとき キ奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となった事が判明したとき クその他奨学生としての資格要件を欠いたとき
奨学金の辞退	①奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。 ②申し出があったときは、奨学金の交付を廃止する。
奨学金の休止等	①奨学生が次のいずれかに該当するときは奨学金の交付を休止する。 ア休学したとき イ長期にわたって欠席したとき ウ留年したとき エ停学となったとき オ留学したとき ②奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することができる。
奨学金の復活	①奨学金の交付を休止又は停止された者が、その理由がやんで在学学校長を経て奨学金の交付を願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止又は停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。
返還誓約書(借用証書)の提出	①奨学生が次のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名(1名は父母兄弟等の保護者とし、他の1名はこれ以外の者とする。)が連署の上、返還誓約書（借用証書）を在学する学校又は在学した学校の長を経て直ちに提出しなければならない。 ア卒業又は奨学金（入学支度金を除く）の貸与期間が満了したとき イ退学したとき ウ奨学金の交付を廃止されたとき エ奨学金を辞退したとき オ入学支度金の貸与を受けたとき（入学支度金以外の奨学金の貸与を併せて受けている場合を除く）
奨学金の返還	①貸与の終了した月（入学支度金については貸与を受けた月）の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に奨学金を返還するものとする。 ②その返還は、半年賦又は月賦で原則として本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。この場合において、返還金の全部又は一部を繰り上げて返還をすることができる。ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還払込通知書により納付することができる。 ③半年賦又は月賦の額は、特別な事情がある場合を除くほか、区分に応じて表の半年賦の額又は月賦の額欄に掲げる額とする。 （高等学校等奨学金貸与規程 別表参照） ④口座振替又は返還払込通知書による納付の返還事務手数料は、奨学生の負担とする。残高不足により、口座振替が不能となった場合に発生する振込事務手数料についても同様とする。 ⑤次のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還させることができる。 ア奨学金を貸与の目的以外に使用したことが判ったとき イ虚偽の申請その他不正な手段によって奨学金の貸与を受けていたとき ウ奨学金の返還を怠ったとき エ必要な届出を怠ったとき ⑥奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき、又は特に必要があると認められたときは、①～③までとは異なる返還方法を指示することができる。
延滞金	①奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。②延滞金は、延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。③真にやむを得ない事由があると認められるときは延滞金を減免することができる。
返還の強制	①奨学生であった者又は連帯保証人が、奨学金の返還を延滞したときは、民事訴訟法等法令による手続き等により奨学金の返還を確保する。
返還免除返還猶予	①奨学生又は奨学生であった者が次に該当するときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。 ア死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還することができなくなったとき イ精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、奨学金を返還することができなくなったとき ②奨学生であった者が次に該当するときは、返還を猶予することがある。 ア災害又は傷病によって返還が困難になったとき イ高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高専課程若しくは専門課程に在学するとき ウ外国にあって学校に在学するとき エその他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
奨学生の補導	①奨学生を、将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導並びに奨学生の学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

修学旅行費等奨学金奨学生願書

令和2年度用 (※ 在学採用 ・ 緊急採用)

修学旅行費等奨学金	No.
-----------	-----

公益財団法人 大分県奨学会理事長 殿	年 月 日
貴会の奨学生として採用していただきたいので、貸与規程に基づき、同意のうえ必要書類を添えて申請いたします。	

学 校 名	立 学校 科			学 年
	※ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 (平成 ・ 令和 年度入学)			年

フリガナ		※男・女	⑩	現住所 ☎ - - (携帯 - - -)
本人氏名 (自署)				自宅 ☎ - - (携帯 - - -)

生年月日	西暦 年 月 日 才	通学状況	※ 自宅 ・ 自宅外
------	------------	------	------------

フリガナ		⑩	現住所 ☎ - - (携帯 - - -)
連帯保証人氏名 (自署)	(西暦 年 月 日生)		自宅 ☎ - - (携帯 - - -)
続柄:本人の			

奨 学 生 番 号	高等学校等奨学金奨学生番号	入学支度金奨学生番号	通学費等奨学金奨学生番号
現在、大分県奨学会の奨学生である者、または、以前奨学生であった者は必ず記載すること。			

同 一 生 計 の 家 族	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・所得金額 (万円)				
		↑ 同一人で2種類以上の所得がある時は、二段に記入する。				合計所得金額	①			

就学者 (本人除く)	続柄	氏 名	年齢	※設置者	※就学者控除	※通学別	控除額				
				国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外	②				
				国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外	③				
				国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外	④				
				国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外	⑤				
				国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外	⑥				

ア	母子・父子世帯	⑦				
イ	障がいのある人がいる世帯	⑧				
[②～⑧の計] 特別控除額合計		⑨				

認 定 欄	[①～⑨] 認定所得金額		⑩				
	世帯人員 人	基 準 額	⑪				

奨学生志望者は「募集要項」の記入例を参照し、太枠内を記入すること。
※の箇所は該当するものを○で囲むこと。

家 庭 事 情 調 書	
家 庭 事 情 奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情を具体的に記入。 また、世帯全員が無職・失職の場合は、生活費の出所(預貯金により生活、他からの援助を受けている場合はその金額など)を詳しく記入。	

緊急採用の場合	1. 家計急変の事由 該当する事由に○（重複する場合にはそれぞれに○）を付けてください。 この場合、このことを証明できる書類(例：離職票・病気診断書など)（コピーで可）を添付してください。 ※ ア. 主たる家計支持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ. 主たる家計支持者が死亡又は離別 ウ. 主たる家計支持者が破産 エ. 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少 オ. 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少
	2. 事由の生じた年月 年 月（家計急変の原因となった事由が実際に発生した年月を必ず記入。）

奨学生推薦調書				
人物評価（該当に○）		3. 優れている	2. 適している	1. 努力がいる
推薦所見				
上記のとおりであり、貴会の奨学生として推薦基準に合致していると認め推薦します。 年 月 日 公益財団法人 大分県奨学会理事長 殿 学 校 名 学 校 長 名				
			職印	

学校担当者氏名

願書・家庭事情調書・推薦調書に記入されている個人情報については、大分県奨学会の奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に利用することは一切ありません。なお、不採用になった場合も申込書類は返却しません。

(様式1)

「月収」・「年収見込」証明書

1. 該当者記入欄 (必ず記入してください。)

奨学生志望者氏名			
該当者氏名		生徒との続柄	

2. 勤務先証明欄

下記事項について証明願います。

就職(転職)年月日	平成・令和 年 月 日
職 種	正社員・パート・アルバイト・その他 ()
ボーナスの有無	有 ・ 無
現在の月収	_____ 円 (諸手当を含み、月によって変動がある場合は平均月収を記入してください。)
年間収入見込額	_____ 円 (12か月分及び賞与を含む金額)

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

【証明者】 住 所 _____

会社名 _____ 印 _____

- この証明書は、平成30年1月以降に新たに就職・転職等した場合に提出してください。
新たに就職・転職した者について、前職の所得で判定せず、現在の職業で得る収入金額により、前年の所得額として推算するために必要とするものです。
- 自営業等の場合で第三者の証明が受けられない場合は、年間の収支見積証明書(様式自由)を添付の上、家計支持者が作成してください。

申込時に取得した情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

この目的の適正な範囲内においてあなたの情報が、学校、金融機関に必要な応じて提供されます。

なお、他団体等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において、あなたの情報が必要な応じて提供されます。

また、個人情報の取扱いについては、公益財団法人大分県奨学会個人情報保護規程によります。

公 益 財 団 法 人 大 分 県 奨 学 会

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁（県庁舎別館8階）

TEL 097-506-5620 FAX 097-533-7484

E-mail syogaku@po.d-b.ne.jp

URL <http://www.d-b.ne.jp/syogaku/>